

国民年金

「障害基礎年金」

長い人生、この先なにが起こるかわからない。
たとえば事故や病気で障がい者になることもあるれば、
そのために働けなくなってしまうことだってあるかもしれない。
そんな“もしも”の不安に備えるための年金です。

長い人生、なにが起こるかなんて
だれにもわからない。
もしもの備えになる年金があること、
あなたは知っていますか。



ご存知ですか？

「障害基礎年金」を受けるためには・・・



事故で後遺症が残りました。
私は障害基礎年金を受け取れますか？

障害基礎年金を受けるための

3つの
確認

確 認
1

初診日 に国民年金に加入していた方。

- 初診日に国民年金に加入している方。
- 国民年金に加入していた60歳～65歳未満の国内在住の方。
* 20歳未満で障害を負った方も対象となります。

*初診日：障害の原因となった病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

確 認
2

初診日の前日までに 次のいずれかの要件を満たしている方。

- 初診日のある月の前々月までの加入期間のうち全体の3分の2以上保険料を納付している方。
* 免除・猶予制度を受けていた場合、その期間を含む。
- 初診日に65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がない方。

確 認
3

一定程度以上の障害の状態にある方。

- 国民年金の「障害等級表」で定められた1級・2級にあたる障害がある方。（障害者手帳の等級とは異なります。）

*細かい審査がありますので、まずは市区町村の窓口にご相談ください。



保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金の保険料を納めていないと障害基礎年金を受け取れない場合があります。

ご存知ですか?

「障害等級」とは…

※たとえば下記のような症状の方が対象となります。

【国民年金の「障害等級」表】

国民年金で定められている障害等級は障害者手帳の等級とは異なります。

聴覚

- 両耳の聴力レベルが100デシベル以上

体幹・脊柱

- 座っていることができない、または立ち上がることができない程度

下肢

- 両下肢の機能に著しい障害を有す。
両下肢を足関節以上で欠く。

1級

眼

- 両目の矯正後の視力がそれぞれ0.03以下

上肢

- 両上肢の機能に著しい障害を有す。
両上肢の全ての指を欠く。もしくは全ての指の機能に著しい障害を有す。

聴覚

- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上

平衡機能

- 平衡機能に著しい障害を有す。

2級

眼

- 両目の矯正後の視力がそれぞれ0.07以下

そしゃく

- そしゃくの機能を欠く。

体幹・脊柱

- 歩くことができない程度

下肢

- 両下肢の全ての指を欠く。
1下肢の機能に著しい障害を有す。
もしくは足関節以上で欠く。

音声・言語

- 音声・言語機能に著しい障害を有す。

上肢

- 両上肢のおや指・ひとさし指、または中指を欠く。もしくは機能に著しい障害を有す。
1上肢の全ての指を欠く。もしくは1上肢の全ての指の機能に著しい障害を有す。
1上肢の機能に著しい障害を有す。



その他の疾患

(脳、心臓、肝・腎臓、呼吸器、造血器等の内臓疾患や高血圧症等)

- 身体の機能の障害、または長期にわたり安静を必要とする病状で、日常生活に著しく支障をきたす状態。
1級・2級で認定基準は異なります。

精神障害・知的障害

- うつ病や統合失調症、知的障害などにより、日常生活に著しく支障をきたす状態。
1級・2級で認定基準は異なります。

重複疾患

- 身体機能の障害もしくは病状、または精神障害が重複する状態。
1級・2級で認定基準は異なります。

ご存知ですか？

障害基礎年金っていくら？

I 障害基礎年金額（令和6年度）

年 金 額

障害等級

1級

障害等級

2級

年額

1,020,000円

(昭和31年4月1日以前に生まれた方1,017,125円)

月額**85,000円**

(昭和31年4月1日以前に生まれた方84,760円)

年額

816,000円

(昭和31年4月1日以前に生まれた方813,700円)

月額**68,000円**

(昭和31年4月1日以前に生まれた方67,808円)

※実際の年金のお支払い時に、1円未満の端数が生じた場合、2月のお支払い時にまとめて加算します。

さらに、18歳未満の子どもがいる場合には年金額が加算されます。

子どもの加算額

子ども



1
人目

子ども



2
人目

子ども



3
人目以上

年金額
(1級・2級)

+

年額 **234,800円**
月額 **19,567円**

1人につき

1人につき

年額 **78,300円**
月額 **6,525円**

※実際の年金のお支払い時に、1円未満の端数が生じた場合、2月のお支払い時にまとめて加算します。

- ・年金を請求する方の子どもが18歳に達する年度の末日まで受け取れます。
- ・子どもが障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は、20歳まで受け取れます。
- ・年金の手続き後に生まれた子どもも申請できます。

ご存知ですか？

お手続き

| 手続き先

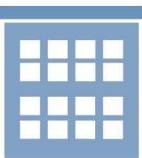
ご本人または代理人が、
お近くの年金事務所または市区町村の年金窓口で
お手続きください。(郵送でのお手続きも可能です)

※代理人が手続きをする場合には、委任状が必要になります。

ご不明な点については年金事務所や市区町村の年金窓口にて
直接ご相談いただけます。



ご本人または
代理人



年金事務所・
市区町村の年金窓口

| 必要書類

年金請求書・年金手帳や基礎年金番号通知書・受取金融機関の預金通帳・医師の診断書などが必要になります。障害の原因や18歳未満の子どもの有無によって必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。

（注）：「医師の診断書」は所定の書類が必要となります。

| 手続きの流れ

障害年金の審査については、請求書の受付から約3か月程度を要します。

※ただし、必要書類が整わない等の場合は更に期間を要する場合があります。

1

書類・資料等を
ご用意ください

ご本人または代理人が作成していただく書類や、医師に記載していただく診断書等、漏れのないようご用意ください。

2

年金請求書を
ご提出ください

提出された書類により障害状態や初診日が明らかではない場合は、ご本人または医療機関にご照会することがあります。

3

年金の
お受け取り

審査・決定の上、年金証書・決定通知をお送りします。年金証書等の到着から約1～2か月後に年金が振込になります。

パンフレットをご覧のみなさまへ



年金の給付については、詳細な条件があります。

一般的な国民年金に関するお問い合わせは ——

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050 ではじまる電話で
おかげになる場合は

(東京) 03-6700-1165 (一般電話)

受付時間

月曜日	午前 8:30～午後 7:00
火～金曜日	午前 8:30～午後 5:15
第2土曜日	午前 9:30～午後 4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7 時まで相談をお受けします。
※土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

詳細については、お近くの年金事務所
または市区町村の窓口にお問い合わせください。